

旧年中賜りました一方ならぬご厚情に深謝いたしますと共に、本年もなお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

感謝の気持ちを込めまして、2007年に弊社Webサイトの知財情報局でご紹介した知財ニュースの中から、精選したニュースをご紹介させて頂き、本年のお礼と来年のご挨拶に代えさせて頂きます。

株式会社ブライナ 代表取締役 佐原雅史

米国特許2006年取得 IBM、サムソン、キヤノンの順（1月）

特許データベースを提供する米IFI Patent Intelligenceは1月11日、2006年の米国特許取得の民間企業トップ35を発表した。1位は14年連続のIBM、2位は前年5位の韓国サムソン、3位は前年2位のキヤノンで、1、2位は、いずれも前年より800件以上増加、全体にも取得件数が増加している。USPTOの審査スピードアップに加え、知的所有権の価値が高まっていることも効いているという。

件数	企業	2005年順位	件数	企業	2005年順位
1 3651	IBM	(1)	6 1962	インテル	(7)
2 2453	サムソン	(5)	7 1810	ソニー	(11)
3 2378	キヤノン	(2)	8 1749	日立製作所	(8)
4 2273	松下電器産業	(4)	9 1717	東芝	(9)
5 2113	HP	(3)	10 1612	マイクロン	(6)

2006年の特許国際出願件数 韓国と中国が急増、WIPO発表（2月）

WIPO（世界知的所有権機関）は2月7日、特許協力条約（PCT）に基づく2006年の特許国際出願数を発表した。出願総数は前年より6.4%増の145,300件で、出願受付開始の1978年以来最も多かった。国別では、中国が前年の10位から8位に浮上、企業別でも、順位を11上げた8位のトヨタ、24上げた13位の中国Huawei（華為技術）、12上げた6位の韓国LG電子など、アジア勢の伸びが目立った。

国別	企業別
1 米国 49,555件 (6.1%増)	1 フィリップス2,495件 (オランダ)
2 日本 26,906件 (8.3%増)	2 松下2,344件
3 ドイツ16,929件 (5.8%増)	3 シーメンス1,480件 (独)
4 韓国 5,935件 (26.6%増)	4 ノキア1,036件 (フィンランド)
5 フランス	5 ポッシュ962件 (独)
6 英国	
7 オランダ	
8 中国 3,910件 (56.8%増)	

ジェネリック薬品の結晶特許侵害を認め 製造販売差止め、東京地裁（3月）

アステラス製薬が、医療用医薬品「セフジニル」のジェネリック医薬品を製造する大洋薬品工業を特許侵害で訴えていた訴訟で、東京地裁は3月13日、特許権侵害を認め、製造販売の中止と製品の廃棄を命じる判決を下した。セフジニルの物質特許は切れているが、成分結晶の形の特許は2008年8月まで権利存続しており、その特許の有効性を認め特許侵害を認める判決となった。

（事件名）平成17(ワ)19162特許権侵害差止請求事件

「シェーン」の著作権は50年で消滅 知財高裁も文化庁見解否定（3月）

映画「シェーン」の著作権を侵害されたとして、パラマウント・ピクチャーズなどが格安DVD販売会社に、販売差止めなどを求めた訴訟の控訴審で、知財高裁は3月29日、著作権保護期間満了を理由に映画会社側の請求を退けた一審の東京地裁判決を支持し、控訴を棄却した。

映画の著作権保護期間は、2004年1月1日施行の改正著作権法で50年から70年に延長され、映画会社側は、1953年公開の「シェーン」も「12月31日午後12時は翌年1月1日午前零時と同じで改正法が適用される」との文化庁見解を根拠に、70年に延長されたと主張したが、塚原朋一裁判長は「1953年公開の映画の著作権は2003年末で消滅し延長は適用されない」と一審と同様に判断した。

（事件名）平成18(ネ)10078著作権侵害差止等請求控訴事件

地域団体商標、初年度は698件出願 185件登録査定（4月）

特許庁は、2006年4月から施行された地域団体商標制度について、3月31日までの受付件数が698件、登録査定が185件であったとして、そのリストや、地域別、産品別内訳などを公表した。

最高裁も「ひよ子」の立体商標認めず 知財高裁の判決確定（4月）

福岡市の和菓子製造企業（株）ひよ子が、まんじゅう「ひよ子」の立体商標登録を無効とした知財高裁判決を不服として控訴していた訴訟で、最高裁第一小法廷は4月12日、上告棄却の判決を下した。このため、「ひよ子の形状自身に自他商品識別能力あるとはいえない」として、立体商標登録を無効とした知財高裁判決が確定した。

音楽データ一時預かり転送サービスは著作権侵害、東京地裁（5月）

ユーザの音楽データをネット上のサーバで預かり、自分の携帯電話にダウンロードできるサービスを提供していたイメージシティが、同サービスが「著作権侵害に当たらない」との確認を求めた訴訟で、東京地裁は5月25日、複製や公衆送信の主体は同社であり、ユーザの私的複製ではないと判断、同社の請求を棄却する判決を下した。

（事件名）平成18(ネ)10078著作権侵害差止等請求控訴事件

特許行政年次報告書2007年版 「産業財産権の現状と課題」公表(5月)

2006年の特許庁への特許出願は、前年に比べ4%減少し40.9万件で、内訳は国内からが6%減の34.7万件、外国からが6.2万件だった。国内からの出願は過去10年間で初めて35万件を割り込んだ。一方、海外への出願は引き続き増加、米国へは7.4万件、中国へは3.2万件などとなった。中国への出願は2002年比では倍増となっている。

グーグル、ブック検索 日本語版(ベータ版)スタート(6月)

グーグルは7月5日、「Googleブック検索」の日本語ベータ版のサービスを開始した。出版社から提供を受けた書籍を電子データ化して登録し、利用者がキーワードを入力すれば、その言葉を含む書籍の全文、または一部が閲覧できる。

IBM、Webサービス関連のソフトウェア特許を無償開放(7月)

米国IBMは7月11日、同社が保有する、Webサービス関連の標準規格を実装するために必要な150以上のソフトウェア関連特許を、誰でも永続的に利用できるように開放すると発表した。

シャープ、液晶の特許侵害でサムソン電子を米国で提訴(8月)

シャープは8月7日、韓国のサムソン電子とその関連会社がシャープの特許を侵害したとして、6日(米国東部時間)米国テキサス州東部地裁に提訴したと発表した。

チャプリン名画は著作権存続 廉価版DVDに販売差止め命令(9月)

チャプリン作品の著作権管理人が、廉価版DVD制作会社を著作権侵害で訴えた訴訟で、東京地裁は8月29日、どの作品も著作権は存続中として、DVDの販売差止めと約1050万円の支払いを命ずる判決を下した。

著作権の存続期間終了が争点となり、DVD制作会社は、著作権は映画制作会社にあり公開後33年(旧著作権法)で満了と主張したが、判決は、チャプリン個人が著作権者と認定。死後38年(旧著作権法)は著作権が存続するとして、著作権侵害と判断した。

公取委、知的財産の利用に関する指針の改訂版公表(9月)

公正取引委員会は9月28日、平成11年公表の「特許・ノウハウライセンス契約に関するガイドライン」を全面的に見直した「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」を公表した。対象となる知的財産の拡大、技術を利用させないようにする行為の追加、競争減

殺効果の分析方法の横断的記述、構成要件の横断的記述などが盛り込まれた。

文化庁、著作権の法制問題、録音録画補償金問題で意見募集を開始(10月)

文化庁は10月16日、文化審議会著作権分科会の「法制問題小委員会」「私的録音録画小委員会」の、それぞれの議論をまとめた「中間まとめ」「中間整理」を公表、パブリックコメントの受付を開始した。

法制問題小委員会では、「海賊版と知った上での譲渡のための告知行為」「著作権法の親告罪の範囲の見直し」「一部の犯罪類型を新たに非親告罪化」などが、私的録音録画小委員会では、「海賊版や違法サイトからの私的録音録画30条適用除外」「私的録音録画補償の必要性(権利者の経済的不利益、課金対象、著作権保護技術との関係など)」が論点となっている。

青空文庫、6500作品収録のDVD-ROMを 8000の図書館に寄贈(10月)

主に著作権が切れた文学作品を電子データ化してインターネット上に公開している電子図書館「青空文庫」は10月26日、開設10周年を記念して、青空文庫の一式をおさめたDVD-ROM付き冊子「青空文庫全」を、約8000の図書館に寄贈すると発表した。インターネットに接続できない人にも青空文庫の利用の機会を提供したいとしている。

特許庁、通常実施権等登録制度の見直し案公表、意見募集(11月)

特許庁は11月1日、通常実施権等登録制度の見直し案を公表、意見募集を開始した。一般開示はライセンサーや特許番号に限定、ライセンサーや通常実施権の範囲の開示は利害関係者のみに制限、ライセンサー対価は登録事項から外す、出願段階の特許も登録可能とする、など、より活用しやすい方向の制度改正を行うとしている。

【参考】産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書(案)に対する意見募集
http://www.jpo.go.jp/iken/iken_working_group_report.htm

リサイクルインクカートリッジ訴訟 キヤノンの勝訴確定(11月)

キヤノンが、インクジェットプリンタ用のインクカートリッジの使用済み品を再充填したリサイクル品を輸入・販売するリサイクル・アシストを、特許権侵害で訴えた訴訟の上告審で、最高裁第一小法廷は11月8日、輸入・販売の差止めと廃棄を命じた二審の知的財産高裁判決の結論を支持、リサイクル・アシストの上告を棄却した。

リ社は、インクカートリッジの再生は修理にあたりと主張したが、判決は、使い切りを想定している製品に、穴を開けて残ったインクを洗い流して再注入するのは、「新たな製造」にあたりと結論づけ、特許権侵害が成り立つとした。

(事件名)平成18(受)826 特許権侵害差止め請求事件

—WEBサイト版 知財情報局のご案内—

紙面版で紹介しきれないニュース記事は、WEB版「知財情報局」でご覧いただけます。ぜひご利用ください。WEB版では、ニュースの他に、イベント情報や求人情報、メールマガジン等もご利用いただけます。今すぐアクセス!

<月間12万ページ以上に閲覧されている知財情報局は下記URLへ>

WEB版 <http://braina.com>

